5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、平成二九年度分の地方交付税の総額に三、四六三億五、二五八万三、〇〇〇円を加算することとした。

㈡　平成二九年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈢　平成二九年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二九年度中に交付せずに、当該交付しない額から、平成二八年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、平成二九年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成二九年度に交付しない額を控除した額を、平成三〇年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈣　平成二九年度及び平成三〇年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

㈤　平成二九年度及び平成三〇年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

㈥　平成二九年度及び平成三〇年度において、東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができることとした。

二　地方財政法の一部改正関係

平成二九年度から平成三一年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとした。（第三三条の五の二関係）

三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

各都道府県及び各市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額により按分した額とすることとした。（第三条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する等の法律（法律第四号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　配偶者控除及び配偶者特別控除について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法第二条、第七九条、第八三条、第八三条の二、第八五条、第一八五条～第一八七条、第一九〇条、第一九四条～第一九五条の二、第一九八条、第二〇三条の三、第二〇三条の五及び別表第二～別表第四関係）

㈠　控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
九〇〇万円以下	三八万円	四八万円
九〇〇万円超九五〇万円以下	二六万円	三二万円
九五〇万円超一、〇〇〇万円以下	一三万円	一六万円

㈡　配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を三八万円超一二三万円以下（改正前三八万円超七六万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする。

(1)　合計所得金額九〇〇万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
三八万円超八五万円以下	三八万円
八五万円超九〇万円以下	三六万円
九〇万円超九五万円以下	三一万円
九五万円超一〇〇万円以下	二六万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	二一万円
一〇五万円超一一〇万円以下	一六万円
一一〇万円超一一五万円以下	一一万円
一一五万円超一二〇万円以下	六万円
一二〇万円超一二三万円以下	三万円

(2)　合計所得金額九〇〇万円超九五〇万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
三八万円超八五万円以下	二六万円
八五万円超九〇万円以下	二四万円
九〇万円超九五万円以下	二一万円
九五万円超一〇〇万円以下	一八万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	一四万円
一〇五万円超一一〇万円以下	一一万円
一一〇万円超一一五万円以下	八万円
一一五万円超一二〇万円以下	四万円
一二〇万円超一二三万円以下	二万円